

きよせ
くらしのハンドブック



令和3年度
テーマ「コロナとくらし」

発行：清瀬市消費生活センター
協力：清瀬市登録消費者団体連絡会

はじめに

1997（平成9）年5月1日、清瀬駅北口徒歩5分の場所に消費生活センターは開館しました。

内部は木のぬくもりがあり、高齢の方や、障がいがある方にも安心してお使いいただけるようにバリアフリー設計となっています。消費生活に関する様々な情報がありますので、気軽にお立ち寄りください。

《目 次》

| | |
|---------------------------|----|
| 消費生活センターとは？ | 1 |
| くらしに潜む消費者トラブル | 6 |
| ご存知ですか？クーリング・オフ制度 | 10 |
| 第42回清瀬市消費生活展 テーマ「コロナとくらし」 | 12 |
| 登録団体の紹介 | 21 |



消費生活センターとは？

清瀬市消費生活センターは、市民の皆さまの消費生活の安定と向上をはかることを目的とした拠点施設です。消費生活相談・学習・消費者活動の場としてご利用ください。

【消費生活相談】

増加する悪質商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブルを専門の資格を持った相談員が一緒になって考え、解決のためのお手伝いをしています。料金はかかりませんので、ひとりでお悩みにならずに気軽にご相談ください。

対象：清瀬市在住・在勤・在学の個人の方

方法：電話または来所にて相談（※事業者の方の事業に関する相談はお受けできません）。

相談員より

「最後まで決してあきらめない」ことを相談員全員が心がけ、悪質な消費者トラブルから被害を救済するため、相談者へのアドバイスや事業者との交渉を粘り強く行っています。契約などで迷った時は消費生活センターにぜひご相談ください。

【相談電話】 **042-495-6212**

【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

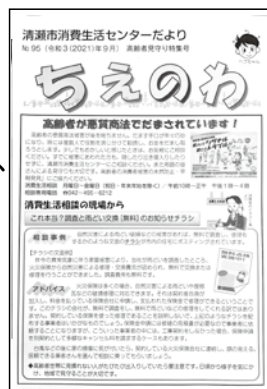
午前10時～12時、午後1時～4時

全国共通の電話番号 **188**（いやや 消費者ホットライン）

【消費生活に役立つ情報の提供】

消費者被害防止や消費生活に役立つ情報の提供、各種講座などを行っています。

- 広報誌「ちえのわ」の発行（年4回）
- 啓発冊子やパンフレット等の発行・配布
- 製品事故情報やリコール情報の発信



【消費生活に関する講座の開催・啓発活動】

- 消費生活講座の開催（センターで実施する講座には保育も付いています）
- 消費生活展の開催（登録団体との共催）
- きよせ出前講座への講師（消費生活相談員）派遣
- 関連図書やDVDの閲覧・貸出



講座の様子

【消費者活動の支援】

- 消費生活センター登録団体の活動や学習・研究を支援しています
- グループ活動室の貸出
- きよせエコまつり開催支援

【リサイクル情報】（さしあげます・ゆずってください）

- 一般家庭で不用になったまだ使えるものの再利用を、市報きよせ（毎月15日号）、清瀬市ホームページ、消費生活センターの1階ロビー掲示板にて情報提供しています。（無料譲渡に限ります）

【施設について】

- 各階に男女別トイレと1・3・4階には多目的トイレがあります。
- 2階は駅前乳児保育園のため、ご利用できません。

《1階》事務室・ロビー

図書や啓発チラシ・パンフレット等のコーナー、冷水機、コピー機（1枚10円）があります。



左側事務室



1Fロビー



《3階》テスト兼調理室

簡易商品テストや調理などに使用できます。 ※定員37名
包丁、鍋などの調理道具や茶わんやコップなどの食器もあります。



調理台



調理道具

《4階》会議室

机を使用した会議、学習会などに使用できます。会議室1と会議室2がありますが、合わせて広く利用することもできます。

※間仕切りを取ると定員41名



会議室1 ※定員25名



会議室2 ※定員10名

《4階》集会室

畳の部屋（和室）で、座卓や座布団があります。 ※定員18名



施設使用料

| 時間 室名 | 9時 ～ 12時 | 13時 ～ 17時 | 18時 ～ 22時 | 9時 ～ 17時 | 13時 ～ 22時 | 9時 ～ 22時 | 定員 (人) | 面積 (㎡) |
|----------|-----------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------|-----------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前～ 午後 | 午後～ 夜間 | 全日 | | |
| 集会室 | 800 | 1,000 | 1,400 | 1,800 | 2,400 | 2,900 | 18 | 31.01 |
| 会議室 1 | 1,300 | 1,600 | 2,200 | 2,900 | 3,800 | 4,600 | 25 | 48.10 |
| 会議室 2 | 300 | 500 | 600 | 800 | 1,100 | 1,300 | 10 | 20.43 |
| 会議室 1・2 | 1,600 | 2,100 | 2,800 | 3,700 | 4,900 | 5,900 | 41 | 76.84 |
| テスト兼調理室 | 2,100 | 2,800 | 3,800 | 4,900 | 6,600 | 7,800 | 37 | 79.22 |
| 保育室 | 上記の施設利用時に併せて利用可能（要予約） | | | | | | | |

（■の単位：円）※館内・敷地内は全面禁煙です。

申し込みは希望する日の1か月前の1日から随時受付します。施設
 使用には「きよせ公共施設利用者カード」が必要です。

自動通話録音機の無償貸出し

清瀬市在住の65歳以上の方に、オレオレ
 詐欺や還付金詐欺被害などの特殊詐欺を未
 然に防止するため、通話内容を録音する自動
 通話録音機を無償貸出ししています。まだ
 設置していない方は、消費生活センターへ。
 この機会にぜひご利用ください。



くらしに潜む消費者トラブル

トラブル事例 ①

— 宅配業者を装った「不在通知」のSMS—

お客様宅にお荷物のお届けにあがりましたが、お留守のために持ち帰りました。下記にご連絡ください、というメールが来た、携帯電話ナンバーとURLが記載されている。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒宅配業者を装い、偽サイトに誘導するためのSMSです！

消費者に送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に記載されているURLを開くと偽サイトにアクセス誘導されます。

《解説》

誘導されるままに、不正なアプリをインストールすると、その消費者のスマートフォンから上記と同じ内容の偽SMSが多数発信されて、通信料が発生したケースがあります。

また、IDやパスワードを入力すると不正利用をされて身に覚えのない請求を受けたりします。不審なメールに添付されているURLは絶対に開けないようにしましょう。

トラブル事例 ② —保険金で家の修理—

「火災保険に加入していれば、雨どいや屋根修理が無料でできます、他の費用は一切かかりません。面倒な申請も全部やりますよ」という電話があった。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒保険金額は査定で決まります、工事代金が保険金を上回る場合があります。

保険金が工事見積代金より少ないからと工事を断ると、多額なキャンセル料請求をされることがあります。また、保険金申請を依頼すると、工事契約が成立しなかったときに手数料を払う仕組みになっていることもあります。

《解説》

火災保険は台風など自然災害による住宅の損傷を直す費用を補填してくれます。しかし、内容や支払い対象は加入の仕方や、保険によって違うので工事費用が全額賄えるとは限りません。火災保険による家の修理を検討するなら顔の見える業者さんを選びましょう。



トラブル事例 ③

－ 原状回復費用は借主負担？－

5年間借りていた2DKのアパートを退去することになった。立会いの時には特別何も言われなかったのに、後から敷金をはるかに超える高額な請求書が送られてきた。内容は壁紙（クロス）、網戸の張替え、畳替え、フローリングの修理などだった。それらの費用は全て借主負担なのか疑問に感じて、不動産会社に問い合わせたところ、原状回復費用が借主負担であることは契約書に書いてあると言われた。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒「賃貸住宅契約書の原状回復」の意味を
理解しましょう！

通常に暮らして発生する損傷・汚れの修繕は借主負担ではありません！

《解説》

「原状回復」とは、借主の故意、不注意でできた汚れ・破損などを元に戻すという意味です。例えばタバコによる畳のコゲや穴、インクをこぼした痕、穴をあけたクロスや網戸などが対象です。

5年の間に生じた自然な損傷は汚れについては家賃に含まれているという考え方ですので、退去時に支払う必要はありません。

トラブル事例 ④ — 定期購入だった健康食品 —

「今だけ 500 円！」という健康食品のインターネット広告を見て申し込んだところ、次の月にまた同じものが届いた。

事業者にお問い合わせたところ、「定期購入契約になっている。あと3回購入しないと解約できない」と言われた。しかも2回目からは7,800円だった。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ **安いから得だとすぐに飛びつかないこと！**

申込み内容が書かれている最終確認画面をよく確認しましょう。安いには訳があります。申し込みを誘う安い金額にだまされないで！

《解説》

「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入になっていたというインターネット通販のトラブルが後を絶ちません。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。申し込む直前に現れる最終確認画面で支払総額や解約条件、定期購入が条件になっていないかなど、契約内容を確認しましょう。

ご存知ですか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、消費者が契約したあとで、冷静になって契約内容を再考し、一定期間内であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。「突然の訪問販売で不要な物を買ってしまった」「エステの格安チケットを使って脱毛エステを受けたが、施術後に高額な契約を勧められ、断り切れずに契約してしまった」というような不意打ち的な取引で契約した場合に解除できます。

契約書を受け取った日を含めて、一定期間内にハガキ（簡易書留）で通知します。

※契約書面に不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフができるケースがあります。詳しいことについては、清瀬市消費生活センターにご相談ください。

(表)

| | | |
|----|---------------------------|--------------------|
| 切手 | 事業者名 (会社名) 代表者 様 | 事業者 (会社) の住所 |
|----|---------------------------|--------------------|

(裏)

| |
|--|
| 契約解除通知 |
| 契約年月日 商品・役務名 契約金額 販売会社名 担当者 |
| 上記契約を解除します。 支払った金額 円を返金し、 商品を引き取ってください。 |
| 年 月 日 |
| (契約者住所) |
| (契約者氏名) |

クーリング・オフ



⇒ 必ず確認しておきましょう

- 購入（契約）した場所はどこですか？
- 購入（契約）した商品・サービスは何ですか？
- 購入（契約）金額はおいくらですか？
- 契約書面はありますか？
- 契約書面を受け取った日から起算して何日目ですか？
- 営業目的の購入（契約）ではないですか？
- 事業者からクーリング・オフについて嘘を言われたり、妨害行為をされていませんか？

⇒ クーリング・オフができない取引にご注意ください！

- ① 自ら店舗（固定的施設で一定期間以上にわたり、商品等を陳列して商品が自由に選択できる場所）に出向いて購入（契約）した場合
- ② 通信販売で購入（契約）した場合
- ③ 自動車購入・リース、飲食店での飲食、代金3千円未満の現金取引、葬式など
- ④ 化粧品、健康食品、配置薬などの政令指定消耗品（8品目）を消費した分
- ⑤ 営利目的の購入（契約）

第42回 清瀬市消費生活展

テーマ「コロナと暮らし」

【講演会】

日 時：令和3年10月22日（金）

講演会：「「コロナ禍で見てきた日本の貧困の現状」

講 師：瀬戸大作さん（反貧困ネットワーク事務局長）

時 間：午前の部 10：00～12：00

午後の部 13：00～15：00

会 場：消費生活センター4階 会議室

【登録団体のパネル展示・クイズラリー】

日 時：令和3年10月23日（土）10：00～16：00

消費生活展は消費生活センターと登録団体が共催で、今年度もコロナ禍の中で感染拡大防止策を実施しながら、10月22日（金）に「講演会」を開催予定です。23日（土）には「各団体の活動や、消費者問題を広く知っていただくためのパネル展示」、「リユース食器の回収と販売」、「おもちゃの修理」、「つるしびなの展示と製作体験」、「フードドライブの受付」などを行う予定です。

令和3年度 第42回消費生活展の
テーマは「コロナと暮らし」です。

今回ハンドブックでは「コロナと貧困と暮らし」、「いつまで続く値上げラッシュ」、「脱プラスチックで持続可能な社会を」をテーマに、登録団体より情報や課題をお届けします。

コロナと貧困とくらし

はじめに

「今、この瞬間、家を追い出されて、路上に追いやられる若者がいます。今、この瞬間、おなかをすかしている子どもがいます。その子どものために炊き出しに並ぶ親御さんがいます。そして、いま、いのちを断つことを考えている大勢の人たちがいます。」と2021年5月6日、「つくろい東京ファンド」の稲葉剛さんは、参議院厚生労働委員会でこう訴えました。

1. 世界の格差拡大の現状

貧困をなくすために活動している国際NGO「オックスファム」は、「世界で最も裕福な26人が、世界人口のうち所得の低い半数に当たる38億人の総資産と同額の富を握っている。また、世界人口のうち経済的に恵まれない約半数に相当する38億人の資産総額は昨年、11%減少した。」との報告書を2018年1月21日に発表しました。また、同報告書は最富裕層がたった0.5%多くの税金を払えば、「現在教育を受けられずにいる子どもたち2億6200万人に教育を授け、330万人の命を救えるだけの保健医療を提供しても、余りある資金を確保できる」とも指摘しています。

2. 日本の貧困者は増大している

日本は戦後の高度経済成長などを経て発展してきましたが、1990年代のバブル崩壊とともに長い不景気の時代に陥ることになりました。その頃から格差社会という言葉が聞かれるようになり、今では国内の至る所で格差社会は広がってきています。

厚生労働省では貧困率についての調査・公表を行っていますが、可処分所得が同省の定める貧困線を下回っている母子世帯の割合が51.4%、父子世帯の割合が22.9%、ふたり親世帯でも5.9%存在しています。さらに可処分所得が貧困線の50%を満たしていない世帯の割合が母子世帯では13.3%、父子世帯が8.6%、ふたり親世帯で0.5%いることが明らかになっています。

3. なぜ、日本で格差が広がり貧困者が増えたのか？

バブル崩壊後の会社の立ち直りのために、経済界の要望により派遣労働の範囲をほぼ無制限に広げる派遣労働法の改正をしました。その結果、同じような仕事をする正社員と臨時の派遣社員の間には大きな給料の差ができ、これが格差問題の原因の一つとなりました。さらに、派遣労働法には、派遣先従業員との同等待遇、例えばボーナス、通勤手当、退職金、社会保険、雇用保険への加入などの保障措置が含まれておらず、正規、非正規社員の格差が拡大しました。現在は非正規の雇用で働く人は4割にものぼっており、日本でも貧富の格差の拡大が人々の分断を生じさせています。

4. コロナ禍で可視化された現在の貧困とは？

前述したように、バブル崩壊後2001年に誕生した小泉政権による構造改革以降、派遣労働と非正規雇用が増えました。国税庁が発表した2019年の「民間給与実態統計調査概要」では、年間を通じて勤務しても年収200万円以下の給与所得者は1200万人にもものぼっています。また、正規職の平均賃金は503万円ですが、非正規職は175万円で、その賃金割合は約38%にしかありません。

コロナ前、低収入のためアパートの家賃が支払えず、ネットカフェなどに寝泊りしていた若者は東京では約 4000 人にも上っていましたが、コロナ禍で住む場所を失いなおかつ、職を失った者は路上に寝泊まりするホームレスとならざるを得なくなりました。

これらの拡大する困窮者を協同して救済するために、2020 年 3 月 24 日に反貧困ネットワークがいくつかの団体に呼びかけ「新型コロナ災害緊急アクション」という支援団体を立ち上げました。現在 41 団体がこの活動に参画し活動を進めています。緊急アクションでは「緊急ささえあい基金」の呼びかけを同年 4 月 16 日にスタート。多くの市民からのカンパが約 1 億 2 千万円にも上っており困窮者への給付額は 6 千万円以上になっています。支援を求めてくる人の多くは、リーマンショック時の中高年男性労働者と違っており、多くは若者、女性、シングルマザー、外国人で、困窮度は高く、手を差し伸べないと明日の命が保証されない人々です。

「緊急アクション」では、2020 年 4 月からホームページに相談フォームを設けており、早急に対応を開始。相談者の 8 割は住まいを喪失している人々となっています。

5. コロナ後の私たちの暮らしを考える

コロナ禍の中の 2021 年の夏は各地で大雨の被害をもたらしました。ここ数年異常気象が頻発し、亜熱帯並みの日本の夏はあたり前となりつつあります。地球規模では二酸化炭素の大量排出により、温暖化が進み各地で大きな気候変動を起こし、今排出削減の行



動を起こさないと、子孫など多くの人々の将来の生活に悪影響を与えると警鐘が鳴らされています。

コロナ感染も人間が富を手に入れるべく未開の地に踏み込み、乱開発を進め森林伐採をした結果、本来は野生動物の中にいたウィルスが人間に寄生しようとしたために起こったものと言われています。資本主義社会は人々の暮らしを豊かにした反面、貧富の拡大を促し人間や多くの生物の生存を危うくしているようです。では、私たちはどのような社会にしていけるべきでしょうか。

『人新世の「資本論」』の著者斎藤幸平氏は、「これまで私たちが無関心だったせいで、1%の富裕層・エリート層が好き勝手にルールを変え、その者たちの価値観に合わせて社会のしくみや利害をつくりあげてしまったが、3.5%の人々がこのことに気づき、すぐに現状を変える行動にできれば、資本の力も制限され多くの人々の暮らしもよくなっていく」と述べています。コロナ後の暮らしが少しでも良くなるように、私たちはこの機会に何をすべきか今、話し合い行動していくことが求められているのではないのでしょうか。

(ポケット広場 八代田 道子)



いつまで続く値上げラッシュ

このところ頻繁に目にする値上げの記事。企業も大変だろうが私たち消費者にとっても深刻な問題です。値上げは全世界に及ぶものですが、自給率が低く、輸入に頼っている日本には大打撃となっています。

値上げの主な理由としては、

- 1 世界を牽引している米国・中国でコロナ禍からの消費回復が進み、急激に需要が高まり供給が追いつかない。
- 2 農産品の主要産地を襲う異常気象で、生産量が減少。
- 3 コンテナ船の長期停留や運賃の値上げ。
- 4 大豆や菜種など原材料の国際相場に投機マネーが流れ込んでいる。

日本の農業政策として、大豆と小麦の自給率を高め、国産の「遺伝子組換えではない」オーガニックな食材を望みますし、食料品の消費税率を見直すべきだと思います。

様々な値上げは経済回復が遅れている日本では低所得者を直撃し、世界に目を向ければ、途上国の景気回復を妨げる原因にもなります。

値上がり品目

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| ガソリン | 輸入牛肉 | パン・パスタ・そば |
| 電気 | コーヒー豆 | 卵 |
| ガス | 紙全般 | スナック菓子 |
| 太陽光パネル | 大豆 | チョコレート |
| 鋼材 | 冷凍食品 | 大学の学費 |
| 木材（ウッドショック） | 砂糖 | 銀行ATMの手数料 |
| 小麦 | マヨネーズ | ペット |
| 食用油 | マーガリン | *まだまだ続きそう |

“ウッドショック” 日本は世界有数の木材輸入大国

住宅業界では輸入木材の価格高騰と品不足に見舞われ、建設工事の中断が起っています。木材自給率（用材部門）が3割で輸入木材に頼っている日本では、中小の工務店や現場従事者・施工主にとっても死活問題です。

*1955（昭和30）年94.5%もあった自給率が3割に低下した理由

①価格の差：戦前・戦中は軍需物資用、戦後は復興資材用として日本の森林は乱伐され、その後植栽はされたものの利用段階までには数十年を要するため、供給量が不足し国産材は高騰。当初は原木（丸太）を中心とした輸入が、昭和30年後半から40年代に増大し、木材安定対策として丸太だけでなく製材・合板・木材チップなど全て自由化されて現在に至る。大量に入手でき、安価で良質の輸入木材には勝てない状況です。②林業従事者の減少：1955（昭和30）年50万人いた林業従事者は2015（平成27）年には1/10の約5万人になってしまいました。日本の「農家」ならぬ「林家」（それも比較的広い森林を所有の林家）の経営状況を見てみると、林業経営費 168万円 林業粗利益 178万円 林業所得は10万円？ 木を丈夫にするには間伐は不可欠ですし、日本の木にはきれいに真っ直ぐ乾燥させることが難しいものが多く、満足な状態にするまで時間がかかります。時間と手間をかけても利益が少なければ、林業従事者が減少するのは当然です。

高齢化や過疎化だけが林業従事者が減少する理由ではないようです。



清瀬女性会議 奥田 時江

生命をおびやかす マイクロプラスチック 脱プラスチックで持続可能な社会を

人類がプラスチックを大量に消費し始めた 1970 年代から海洋のプラスチック汚染が始まりました。

プラスチックは環境中で紫外線などによって壊れ、マイクロプラスチックと呼ばれる 5 ミリ以下の微細なプラスチックとなります。問題 1 : 魚介類が餌とするプランクトンと混在していることから、二枚貝やカニ、小魚に取り込まれ、生態系を汚染している。問題 2 : プラスチックごみが有害化学物質の運び屋になる。高田氏（東京農工大学教授）はマイクロプラスチックやそこに含まれる化学物質による野生生物やヒトへの影響が出るのでは？と警告しています。

マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染は深刻で世界の海へのプラスチックの流入量は何も手を打たなければ今後 20 年で 10 倍になるだろうと予測されています。「プラスチックの海」は悲しい！

対策の基本は、廃棄物管理の徹底と 3つの R です。

日本では単純焼却も含めれば 7 割近いプラスチックが焼却され、結果的に温暖化を進めてしまっています。焼却は最後の手段で、まずは使用を極力減らしましょう。

残念ながら、日本政府は海洋プラスチック憲章（3R と 2030 年までにすべてのプラスチック再利用、リサイクル、エネルギー回収可能にすることなどの数値目標あり）への署名を拒否しています。

行政や業界が協働して取り組む対策は？

- レジ袋の有料化などの規制
- マイボトル用の給水機の公共施設への設置
- 量り売りの促進
- 個包装や過剰包装の自粛

RRR
Reduce Reuse Recycle
削減 再利用 リサイクル

○複合素材から単一素材への切り替え

○食品包装用プラスチックのバイオプラスチックへの置き換え

○生分解プラスチック廃棄物の収集・コンポスト化システムの構築等

個人個人がやれることは？

3R（削減 reduce 再利用 reuse リサイクル recycle）の実践。自分の感覚で少し努力してより正しいと思えること、納得できる選択を！

完全にプラスチックフリーの生活ができている人は世界でもほとんどいません。100人のうち一人がゼロになっても1%しか減らないけれど100人が3割減らしたら30%も削減できる。3割減らす事を目指しませんか？

1. マイボトルを持ち歩く。
2. エコバックをいつもバックに。
3. 断ることで減らせるものはないか？
4. 脱プラに向かっている企業を応援する。
5. 無駄な家電は買わない。
6. 自動販売機やコンビニがある便利な暮らしを見直そう。

〈 買うとき注意 〉

- ☆ ティーバックやだしのパックもプラスチックのものは避ける
- ☆ 人工芝や園芸用品はプラスチック製品が多い
- ☆ アクリルたわしやスポンジはやめて、麻糸、絹糸、へちまなどを選ぶ
- ☆ まな板は木製、フライパンは鉄製、フライ返しはステンレス製か、木製に
- ☆ プラスチック容器はやめて紙製品に

（日本消費者連盟環境部会 「脱プラ生活、はじめの一歩」リーフと食べもの通信 2018年11月号 東京農工大学教授 高田秀重氏の記事を参考にしました）

新日本婦人の会 清瀬支部 斉藤 幸子

とうろくだんたい

登録団体の紹介

清瀬市消費生活センターには現在14の登録団体があり、「環境・平和・食の安全・医療・介護」など、暮らしに役立つ問題に熱心に取り組み、消費者の暮らしをより良くしていくための活動を行っています。登録団体は、**清瀬市登録消費者団体連絡会**に加入し、毎月の定例会のほか、エコまつり・学習会・消費生活展・見学会・交流会の企画、運営、開催などを協力して行っています。

登録団体の活動に興味のある方は、お気軽に消費生活センターにお問い合わせください。

登録団体一覧

- ・パルシステム東京・清瀬委員会
- ・西都保健生活協同組合・清瀬支部
- ・新日本婦人の会・清瀬支部
- ・環境・シャボンの会
- ・清瀬ごみともだち
- ・清瀬環境市民協議会
- ・布遊の会
- ・多摩きた生活クラブ生協まち・きよせ
- ・清瀬手づくりハムの会
- ・清瀬北口睦会商店街振興組合
- ・清瀬女性会議
- ・ポケット広場
- ・きよせおもちゃ病院
- ・清瀬食育の会「キッチンプラットホーム」

とうきょう きよせいいかい パルシステム東京・清瀬委員会

パルシステム東京・清瀬委員会では、食の安全・安心、環境、平和、健康、ライフスタイルの向上などを目的として、清瀬市のパルシステム東京の組合員を対象に、講習会、学習会、勉強会を企画・開催しています。また、廃油石けん講座の講師を務めたり、東久留米市の「くらしフェスタくるめ」に参加するなど、近隣地域にも根ざした行政と繋がる活動をしています。

(問い合わせ) 松田 042-492-3906



遺伝子組み換えナタネ自生調査・検体検査

さいとほけんせいかつきょうどうくみあい きよせしぶ 西都保健生活協同組合・清瀬支部

西都保健生協は医療と介護の事業所を通じて、安心して暮らせるまちづくりを5市で展開しています。清瀬市では西と東の2つの支部があり、日常生活圏の組合員さんで班をつくり、健康チェックや医療・介護の学習会などを行っています。また、自分の健康に関心を持ち、実践できるように保健学校の開催や二酸化窒素の全市調査も20数年続け「地域まるごと健康づくり」の運動をすすめています。

その他、東支部では「サンサン会」や「囲碁将棋サロン」、西支部では「ふらっとサロン」や「健康マージャン」そして「パソコン小組」「セラバンド体操」などを開き、組合員の憩いの場になっています。

医療・介護の分野の専門職といっしょに、平和・社会保障を守る運動を他の団体と共同ですすめています。

(問い合わせ) 土屋 042-492-1681
松良 042-492-3004



しんにほんふじん かい きよせし ぶ 新日本婦人の会・清瀬支部

1962年、平塚らいてう、野上弥生子、いわさきちひろ、ら各界の女性32人の呼びかけで創立。全国の地域や職場に班があり新婦人しんぶんを毎週発行しています。2003年、国連NGOに認証され国連の会議に代表を送り、世界の女性たちと交流・連帯を広げています。

また、「原発ゼロ」「核廃絶」「憲法守ろう」「食料は日本の大地から」「安心して住み続けられる」「ジェンダー平等」「女性のエンパワーメント(力をつける)」など女性の願い実現の為、活動しています。特に今年は新型コロナ対策として次の2点を市に要請しました。1. 児童のオリ・パラ連携観戦の中止
2. 新学期のコロナ感染対策。それと市の公共施設再編計画の見直しを求める署名活動をしています。



絵てがみサークルの作品



核兵器禁止条約の批准をせまる8月6日の署名行動

問い合わせ：木幡 042-492-4842

新婦人ブログ：<http://shinnfujinn.sakura.ne.jp/wp/>

メールアドレス Kohata4842@outlook.jp

かんきょう

かい

環境・シャボンの会

空気・水・土・生きものなど、地球環境を考えて学習会、見学会などを企画し、他団体と協力しながら活動しています。
 生活の中で広く使われている「合成洗剤や有害化学物質」を少しでも減らし、安全安心な生活を皆さんにお伝えしています。

石けんと合成洗剤のちがい

| | 石けん | 合成洗剤 |
|--------|---|---|
| 歴史 |  <p>約3000年 (5000年という説もあります) 国内で使われるようになったのは明治20年ごろから</p> |  <p>約60年 国内で使われるようになったのは昭和20年頃。電機洗濯機の普及と共に。</p> |
| 原料 |  <p>動植物油類</p> |  <p>石油・石炭などの鉱油 (植物油を原料とするものもあります)</p> |
| 身体への影響 |  <p>●洗いすぎや 長時間の洗い上げ 皮脂 脂肪酸 グリセリン 肌を乾燥させる 内服への障害は、ない</p> |  <p>●洗剤が70%の残留 子供のアレルギーや、発がん性、肝臓障害などの危険性がある</p> |
| 環境への影響 |  <p>一時的に汚れがひどくなるが処理場で完全分解</p> |  <p>処理場で分解されないまま、河川に放流</p> <p>トリハロメタン(臭がん発物質)の発生</p> |

数研子市石けん利用推進協議会より抜粋
シャボンの会

(問い合わせ) 佐藤 042-491-5157

きよせ 清瀬ごみともだち

私たちは1994年、多摩地区のごみの最終処分場（日の出）の問題を取り上げた映画「水からの速達」の上映を契機に、有志が集いスタートしました。小さな市民グループですが、その名の通り、ごみを減らす方法や仕組みを〈市民〉〈事業者〉〈行政〉が同じテーブルに着き、粘り強く話し合い、協力しながら解決していくことを目指しています。

最近の活動では、使わなくなった食器を必要な方にリユースする『お茶わんリサイクル』を、市民まつり等で市の協力を得て行っており、終活の視点からもニーズが高まると思われる“捨てずに、リユース”の流れをアピールしています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染が大きな環境問題になっています。『環境・川まつり』の全体企画に参加し、川から海へ流れ出るプラスチックごみの実態を示しながら、分別の必要性や、ごみを減らすための工夫を、小学生をはじめとした市民のみなさんに提案しています。（いずれの活動も昨年はコロナ禍で休止になりました）



身近で誰もがかわるゴミについて、一緒に考えていきませんか。

毎月定例会を開いているので是非ご参加ください。

(問い合わせ) 林屋 042-491-4814
<http://gomitomo.web.fc2.com/>

きよ せ かん きょう し みん きょう ぎ かい 清瀬環境市民協議会

(旧名称：清瀬ダイオキシン対策等市民協議会)

異常気象による災害など地球温暖化の影響が顕著になるなか、温暖化対策として清瀬のみどりを保全する活動が大切になっています。今から約 10 年前、私たちは清瀬のみどりを象徴する「けやき通り」の樹木のみどりの CO₂ (二酸化炭素) 吸収量の測定調査を通して、みどりの大切さを可視化する活動にとりくんできました。その原点に立ち返り、10 年振りに「けやき通り」のみどりの再調査を昨年 9 月～11 月に実施しました。

かつて 300 本以上あった樹木は現在 265 本。その多くが強剪定されみどり豊かな「けやき通り (全長約 2750m)」の面影を残すのは一部分のみとなりました。当時の樹形を想定しつつ、樹木 1 本 1 本の CO₂ 吸収量を再調査しました。

その結果、「けやき通り」の樹木が 1 年間に吸収する CO₂ の量



調査活動をする会員

は、506,842.4kg/年。人間が 1 年間にはき出す CO₂ の量に換算すると 1408 人分の生命維持機能があることが分かりました。

調査活動のなかで実感したのですが、強剪定された樹木は見るも無残な樹形となり、高齢化して倒木の危険があるために直径 2m を超える巨木がこの 10 年間に 70 本も伐採されていたのは驚きでした。

(問合せ) 事務局 藤岡 042-493-6601
Email:fujioka144@jcom.home.ne.jp

ふゆう かい
布遊の会

リサイクル お洒落で楽しいリメイク

リサイクルを心がけ、全員で知恵を出し合い、新しく生まれ変わる作品作りを提案しています。

着られなくなった浴衣、古い布団カバー、シーツ等で布ぞうり、編み残りの糸で人形や小物、着物や浴衣で直線裁ちによるドレスやブラウス等を作っています。特に「布ぞうり」は随時講習会を開き、参加された方々に喜ばれております。

【活動状況】

日時 毎週月曜日 10時から16時まで

場所 消費生活センター3階 グループ活動室

(問い合わせ) 〇田 042-493-9888



た ま せいかつ せいきょう
多摩きた生活クラブ生協まち・きよせ

生活クラブ生協は国産、無添加、減農薬、こだわりの安心食
材を宅配しています。「生産→流通→消費→廃棄」をトータル
で考え、生産者と共に消費者も食品開発を進めています。オリ
ジナル品は9割を超え、遺伝子組み換え食品や化学農薬、放
射能など厳しく検査しています。

また環境問題にも取り組み、柳瀬川を守るせっけん運動にも
参加しています。

(問い合わせ) 目黒 042 - 491-6336



きよせて 清瀬手づくりハムの会

私たちは国内産の豚肉を使い、無添加のハム、ソーセージ、ベーコンを作っています。

ハム作りは、最近は塩分を減らした調味料に豚ロースを10日前後漬け込み、布で巻いて1晩干します。約1時間、桜のウッドでスモークし、3時間低温で煮ます。冷やして1晩干して出来上がり。食べ頃は1週間後からです。手が込んでいるだけ、肉の味を感じるおいしいハムになります。

活動は月1回（7・8月はお休み）程度です。

（問い合わせ） 松田 042-492-3906



きよせきたぐちむつみかいしょうてんがいしんこうくみあい 清瀬北口睦会商店街振興組合

清瀬北口で事業を営む会社・商店の集まりで、つながりを育み地域に根ざした活性化に貢献する親しみのある商店街です。活動として8月のけやきロードフェスティバルでは迫力のあるステージパフォーマンスや清瀬最大の盆踊りが大きなイベントです。毎月行っているまち美化プログラム、けやき通りの清掃、そして一斉清掃。12月にはクリスマスセール大抽選会、年末には駅周辺美しいイルミネーションの設置で皆様に喜んでいただける様尽力しています。今年もコロナ禍の影響で全ての活動が中止になりましたが、各事業所ではコロナに負けない様に、厳しい状況ながらも頑張っています。

(問い合わせ) 河口 042-491-4612



きよせじょせいかいぎ 清瀬女性会議

私たちは「*l*女性会議」という全国組織の清瀬支部のメンバーです。(1962年結成された日本婦人会議が2002年*l*女性会議に名称変更)

きれいな水といのちを守るための合成洗剤追放運動。所沢市で発覚した富士産婦人科病院事件被害者支援の取り組みなどを行ってきた団体です。脱原発=エネルギー対策の転換により10年後、20年後の未来を守る行動と、なかなか進まない女性差別の解消に力を入れています。

「姉妹よ、まずかく疑うことを覚え」by 山川菊栄、を motto に本当かな?なんですか?等々あらゆる方向から疑問をもって運動を続けていきたいと考えています。

(問い合わせ) 大貫 042-497-8192



ひろば ポケット広場

毎月第4土曜日の10時から（都合により変更の場合もあり）、消費活センターグループ活動室や、会議室において、「つるし飾り講座」を行っています。古布を利用したつるし飾りの作品作りは、受講生にとっても好評です。

「エコまつり」や「消費生活展」では講座参加者の作品の展示を行っています。是非一度ご覧ください。また、講座にはどなたでも参加できますので、下記にお問い合わせください。

（問い合わせ）高橋 誉志子 042-493-0282

つるし飾りとは

「つるし飾り」は、^{ちりめん}縮緬などの着物の布を解いて作った^{さいくもの}細工物を、ひもでつなげて竹等で作った輪につるして飾りにしたものです。その起こりは江戸時代とされていて細工物一つ一つに長寿や健康などを願う意味があり、女の子が生まれたお祝いとして届けられ、桃の節句に飾ったといわれています。



北海道の野菜たち



鏡餅

びょういん きよせおもちゃ病院

壊れたおもちゃを修理するボランティア団体です。2019年には15年目を迎え、「市民表彰・団体賞」を受賞しました。

定例修理は月に1回、第2土曜日の午後1時半から5時まで、清瀬市児童センター（ころぼっくる）の2階で開院しています。

修理代は無料（部品代は実費）ですが、おもちゃ以外のものや、ピストルのおもちゃ、アンティークのおもちゃについては修理できません。

修理日以外でも清瀬市消費生活センター（平日の午前9時から午後5時まで）、ウィズアイでもお預かりや修理後の受取りも行っています。

（問い合わせ） 松田 042-492-3906
ホームページ <http://kiyosetoy.web.fc2.com>



2022年2月までは児童センターが閉館のため、消費生活センターで定例修理を行います。

きよせしょくいく かい 清瀬食育の会「キッチンフラットホーム」

昔から「同じ釜の飯を食った仲」という言葉があるように、食が人と人が繋ぐ場所。一人暮らしの若者や高齢者、共働きの保護者や子どもの食生活や生活の質の向上などを目指す**楽しい参加型地域食堂**。清瀬の農家（地産地消）の旬の食材・国産の材料にこだわり、健康の源である食事の大切さ（情報の提供）を共有したい。

また美味しいものを手作りする共同作業を通じて交流し、お互いに認めあう誰もが自分らしく生き生きと暮らせるための場所にしたい。時にはギター演奏や歌もあり。**一緒に活動する人を募集中！**

〈活動日〉 キッチン フラットホーム 3F 調理室

毎月第一火曜日 13時半～ティータイム 参加費 300円

17時～夕食 参加費 500円



現在コロナ対策対応中

（問い合わせ・予約）福本 070-5586-5393

●**フードドライブ**（家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動）を毎月開催し、食材を必要とする市民（清瀬市子ども家庭支援センターを通じて）に提供する活動もしている。

〈活動日〉 フードドライブ 3F グループ活動室

毎月第一月曜日・火曜日 10時～16時 収集場所：3F グループ活動室



フードドライブで集まったもの

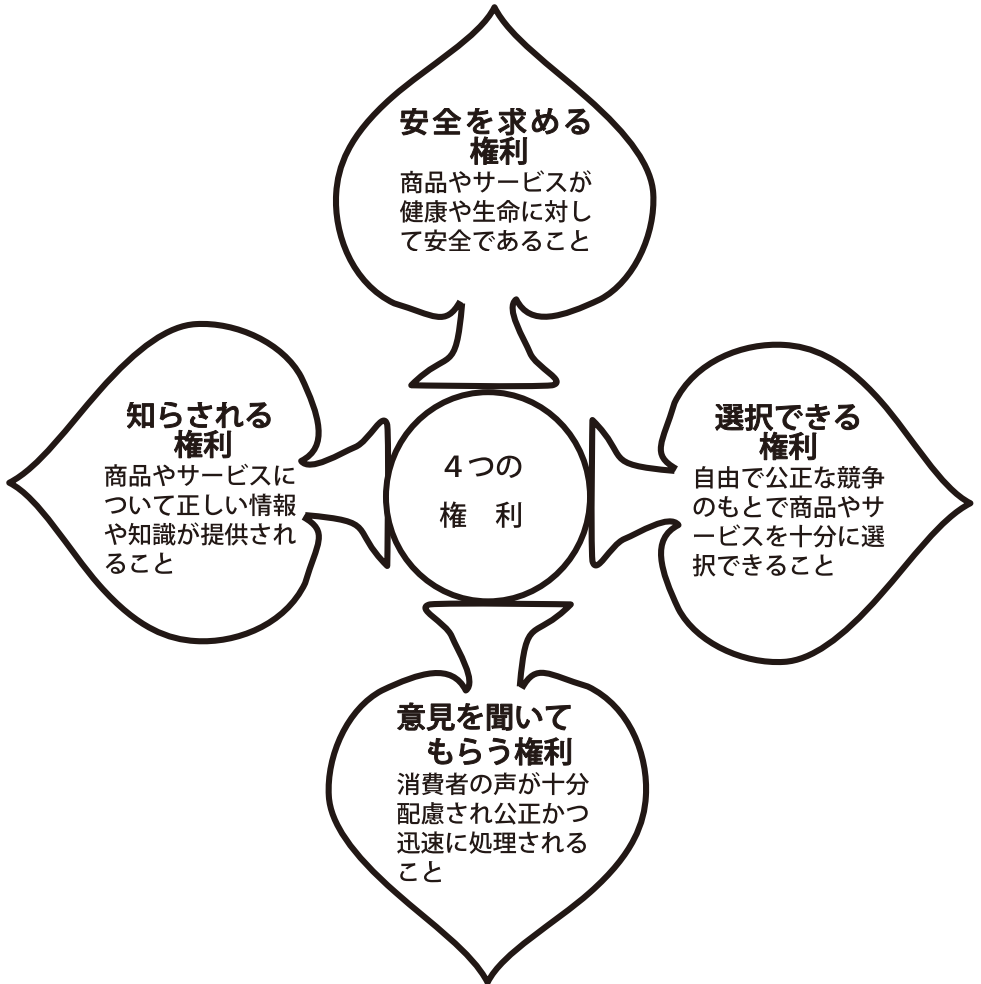


お弁当スタイル

ちのえわバックナンバー

- No. 1 創刊号 センター内の紹介
No. 2 マスコットの名前が「へっちゃん」に決定
No. 3 第19回消費生活展「考えよう未来、見つめよう今」
No. 4 消費生活展の報告
No. 5 「食についてもう一度考えてみませんか？」
No. 6 ゴミの分別ちゃんとしてますか？
No. 7 知って得する「細菌性食中毒」の知識と予防
No. 8 第20回消費生活展「知って得する豆知識編」
No. 9 消費生活センター特集
No.10 「容器包装リサイクル法」って何？
No.11 「悪質商法」被害状況
No.12 第21回消費生活展「21世紀に向かって」
No.13 ダイオキシンの削減に向けて
No.14 「健康に暮らすための消費者の知恵」
No.15 エコまつりと講座の報告
No.16 狂牛病（BSE）・第22回消費生活展の報告
No.17 おもちゃ病院の紹介
No.18 おもちゃドクター養成講座開催
No.19 食品表示のチェックポイント
No.20 第23回消費者展「今をみつめて」
No.21 エコまつり
No.22 「くらしのモニター」って何するの？
No.23 「食の番人」食品安全委員会が発足
No.24 第24回消費生活展の報告
No.25 私たちはみんな「医療消費者」
No.26 エコまつり
No.27 第25回消費生活展「マイバッグで減らそう レジ袋」
No.28 賃貸住宅をめぐるトラブル防止「東京ルール」施行
No.29 「食の安全」最新情報
No.30 相続について知っていますか！
No.31 成年後見制度
No.32 レジ袋はこんなにごみになっている！
No.33 医療制度改革で何がどう変わるの？
No.34 最近よく聞く「食育」って？？
No.35 『保険は何のために』今もう一度考えてみませんか！！
No.36 消費生活展は大好評
No.37 介護保険制度はどう変わったの？
No.38 「契約書」ってなあーに？
No.39 食品の安全・安心 あなたはどうしていますか？
No.40 クレジットについてもよく知ろう！
No.41 警報！！振り込み詐欺
No.42 お気軽に、消費生活センターへ！
No.43 溝瀬産直野菜・果物 収穫力レンダー
No.44 地デジを見るにはどうしたら良いの？
No.45 最近の消費生活相談から
No.46 家電リサイクル法の対象品目と処理方法
No.47 震災に備える
No.48 問い合わせの多いエコナ商品について
No.49 消費者保護のために「特定商取引法」が大幅改正
No.50 環境フェアで消費生活講座を開催
No.51 地消地産
No.52 第31回消費生活展の報告
No.53 消費者団体連絡会バス見学
No.54 東日本大震災—消費者の意識—
No.55 エコまつり講演会「放射能と食の安全」
No.56 第32回消費生活展「3.11後に生きる知恵」
No.57 水車発電所を通してエコを考える
No.58 エコまつり
No.59 暮らしの中の化学物質
No.60 第33回消費生活展「原発にたよらない暮らし」
No.61 消費者教育推進法ってなあに？
No.62 これからの会計と生活設計を考える
No.63 食の安全について考えよう
No.64 第34回消費生活展「子どもの未来を考える」
No.65 悪質商法のターゲットは高齢者です！！
No.66 消費生活センターってどんなところなの？
No.67 健康食品・サプリメント・トクホについて
No.68 第35回消費生活展「子どもに贈くあしたを！」
No.69 備蓄食料品を使ったアイディア料理
No.70 生産地見学会を開催
No.71 暮らしと食の安全を科学する
No.72 第36回消費生活展「食えるということ」
No.73 電力の小売り全面自由化スタート！
No.74 お薬手帳を活用しましょう
No.75 第37回「子どもと食」・洗濯が変わります
No.76 フードロスからフードドライブへ
No.77 遺言書の書き方
No.78 家族が亡くなった時の手続き
No.79 第38回消費生活展「表示あれこれ」
No.80 実家の片づけと生前整理
No.81 高齢者が巻き込まれやすい消費者被害
No.82 消費生活センターをご利用ください！
No.83 「空き家」の問題
No.84 「食」について考えよう！
No.85 高齢者見守り特集号
No.86 「終活」とは？
No.87 気を付けて！ネットトラブル
No.88 公的年金制度
No.89 高齢者見守り特集号
No.90 プラスチックの環境汚染
No.91 高齢者見守り特集号
No.92 成年年齢が18歳に引き下げられます！
No.93 社会を変えるエシカル消費
No.94 食品表示を健康づくりに活用しよう！
No.95 みんなで防ごう！高齢者の事故

4 つ の 権 利



1962年、故ケネディー大統領の「消費者の利益保護に関する特別教書」より

清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17

【電話】 042(495)6211

【FAX】 042(495)6221

【開館時間】 午前9時～午後10時

年末年始等を除く月～土曜日

【相談専用電話】 042(495)6212

【相談時間】 午前10時～12時 午後1時～4時

祝日・年末年始等を除く月～金曜日



令和3年10月15日 発行

※掲載されている情報は、令和3年10月時点のものです。

事情により内容が変更になる場合があります。ご了承ください。